

第三者評価（結果）報告書（総括）

総括	
対象事業所名	茅ヶ崎南湖ホーム
対象サービス	共同生活援助
事業所所在地	神奈川県茅ヶ崎市南湖
設立年月日	平成 28 年 4 月 1 日
評価実施期間	平成 29 年 3 月 ～平成 30 年 8 月
公表年月日	平成 30 年 8 月
評価機関名	株式会社フィールズ
総合評価（ホームの概要と理念や方針、支援にあたって努力・工夫している点など）	
<p>《ホームの概要》</p> <p>ホームはJR東海道線の茅ヶ崎駅から、神奈中バスでバス停「仲町」下車徒歩6分の新しい事業所です。運営法人は社会福祉法人 県央福祉会です。</p> <p>利用者は主に精神障がいを持つ方で、障害者区分2～4までの20代から50代の男女となっています。1階に男性、2階に女性の利用居室と玄関やトイレ、浴室などは入居可能な安全で快適なバリアフリーです。</p> <p>《ホームの理念・方針》</p> <p>法人の理念は「ソーシャルインクルージョン（共生社会）を目指します。」であり、事業所は法人の理念を基に5つの方針に沿って支援をしています。</p> <p>ホームは精神・知的・発達に障がいのある方に対して、共同生活の中で互いの安定を図り、選択と自己決定が保障されるよう努めています。利用者が主体的な生活を営むことを基本として利用者の意思及び人格を尊重して支援を行っています。利用者を困む環境や行政などの関連の連絡調整・対外的な調整も行っています。</p> <p>《支援にあたって努力・工夫》</p> <p>各居室にはトイレや浴室が完備されており、将来の自立に向けた支援が日々、実現されています。居室内の清掃・洗濯など自分で出来る事は夕食前や週末に行い、自立支援につながるよう働きかけています。リビングにある共用の大きな冷蔵庫内には、各自の保管スペースが設けられています。品質や健康面の管理は職員や世話人も注意を払っていますが本人の意思を尊重して支援につなげています。</p>	
評価領域ごとの特記事項	
1. 人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ・どんな障がいを持つ人の人生も肯定される社会づくりを使命としています。職員は利用者・家族を大切な「お客様」として位置づけ、利用者を尊重した関わり方を大切にとらえて支援しています。 ・トイレや浴室が各居室に完備され、プライバシーの保護や将来の自立に向けた支援が実現されています。 ・苦情解決や相談についてはルビ入りの利用契約書や重要事項説明書などにより利用者・家族にわかりやすく構成されています。会議やメールの記録では利用者

	<p>の氏名をイニシャルで表現し、プライバシーを保護しています。</p>
<p>2. 意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は利用者の障がい特性や考え方を理解し、利用者一人ひとりの生きがいを大事に住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援しています。 ・居室や浴室、トイレの清掃・洗濯などは、週末と平日の作業所からの帰宅後にも、自分たちで順番に行い将来の自立につながるよう働きかけています。 ・利用者の個別支援計画には訪問看護師の看護記録や利用者の就労先の責任者の意見なども取り入れています。
<p>3. サービスマネジメントシステムの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項説明書はルビ入りでわかりやすく記載しています。その中でホームでの生活で気に入らない事があった時はホームの管理者や世話人・エリア地区のマネジャー・第三者の苦情解決委員に相談できるようにわかりやすく説明しています。 ・地域の自治会に加入し、地域の防災訓練に参加しています。近隣の駐在所とは顔見知りの関係が構築できており、事業所や利用者を理解されています。 ・各居室にはトイレや浴室の設備が常備され、自立に向けた生活環境が整備されています。
<p>4. 地域との交流・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員や利用者は住宅街の中に以前からある店舗でも買物したりしています。地域の住民と顔見知りとなり、住民は施設や利用者の状況を理解しています。 ・行政機関や消防署・警察署などに情報交換を行い協力体制ができています。近隣の駐在所とは顔見知りとなっています。
<p>5. 運営上の透明性の確保と継続性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月行われる支援会議で、サービス提供の課題や支援方法について検討し、この結果を全職員が共有し支援に繋げています。日常的には業務日誌や連絡ノートで情報共有し、問題を一人で抱え込まないようにしています。 ・職員会議、支援会議、全体会議は毎月1回行われ、法人内他ホーム等で起こった事故等についても周知し、注意を促しています。 ・利用者との信頼関係構築のため、職員は傾聴を大切にしています。
<p>6. 職員の資質向上の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員とは、随時必要に応じて個別に話し合いを持ち、意向を把握しています。 ・研修については、法人の研修規定、研修方針に基づいて、経験年数に応じた職務研修、各種研修会が行われています。外部研修も告知され、職員は年数回参加しています。 ・支援会議では職員の業務内容について適宜見直しを図り、利用者サービスに繋がっています。
<p>7. 日常生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回健康診断を実施し、毎月訪問看護師による健康管理をしています。必要に応じて、病院への受診は職員も同行し、家族等の協力で健康管理に必要な情報を得ています。

	<ul style="list-style-type: none">・就労先とは連絡ノートや電話等で連携を取り、日々の様子等を把握しています。日頃から、利用者の観察や傾聴を心がけ、就労時における不安や不満を少しでも減らすように工夫しています。・食事は世話人が手作りし、アレルギーには除去食や代替食を提供しています。利用者が嫌いな食べ物に配慮しています。体調にあわせた美味しい食事を提供しています。夕食などは世話人も一緒に食卓を囲み、楽しく会話をしながら食事をしています。
--	--